

全ト協発第135号(環)
平成30年6月11日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 巳



健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局安全政策課長より別添のとおり、通達が発出されました。

本通達によれば、6月3日、東海北陸道でバス運転者が走行中に意識喪失する事故が発生し、また6月1日にも上野でバス運転者の意識喪失による事故が発生するなど、事業用自動車の運転手が疾病により運転を継続できなくなる事故については、毎年多く発生しております。

こうしたことを踏まえ、当協会としては、トラック運送業界の「健康起因事故防止マニュアル」及び「過労死等防止計画」による健康管理をさらに徹底することを推進しており、業界が一丸となって健康起因事故の再発防止に努めることが重要です。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、健康起因事故の防止に向けた健康管理について、傘下会員事業者に対する周知・徹底方をよろしくお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 大西
電話03-3354-1045 FAX03-3354-1019



国自安第35号
平成30年6月8日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について

6月3日、富山県の東海北陸道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより、当該バスがセンターポールを倒して対向車線の側壁に接触し、異変に気づいた乗客数名がハンドルとブレーキを操作することによりバスを停車させた事故が発生しました。また、6月1日にも、東京都の上野公園横の道路を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより当該バスが側壁に衝突する事故が発生しました。

これらの事故の原因については調査中ですが、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事故については、毎年多く発生しており、国土交通省としては、自動車運送事業者に対して、法令に基づく運転者の健康診断の実施を始めとした運転者に対する健康管理を適切に行っていただくため、次の手引き書を策定し、運転者の健康起因事故防止のための取組を行っていただくことを推奨しています。

各団体におかれましては、この機会に改めて傘下会員に対して、このマニュアル等による運転者の健康管理を適切に実施いただけるよう周知徹底をお願いします。

- ・「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」
(平成22年7月策定、平成26年4月改訂)
- ・「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」
(平成15年6月策定、平成19年6月及び平成27年8月改訂)
- ・「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」
(平成30年2月策定)